

# 令和5年度 南信州圏域市町村職員採用共同試験実施要綱 【令和6年4月採用 行政保健師】

令和5年4月28日  
飯田市 松川町 根羽村  
下條村 売木村 天龍村

## 南信州圏域では、地域の健康を支える行政保健師を求めています

- この試験は、南信州圏域内の6市町村（飯田市、松川町、根羽村、下條村、売木村、天龍村）が行政保健師を採用するために共同で行う試験です。
- 受験者は、志望する自治体を、最大で参加自治体数（第6志望）まで選択して受験の申込ができます。
- 第1志望の自治体で不合格となっても、第2志望以下の自治体で合格となる場合があります。

### ◆受験申込受付期間

令和5年4月28日（金）から令和5年5月24日（水）午後5時15分まで

### ◆第1次試験

令和5年6月3日（土）から令和5年6月9日（金）まで ※いずれか1日を選択  
第1次試験は総合能力試験「SPI3」（Webテスト方式）により行います。教養試験・専門試験はありません。



## 1 採用の区分、採用予定人数等

採用の区分	自治体名	採用予定人数	志望自治体の選択方法
行政保健師	飯田市	3人	表に記載の自治体の中から採用を希望する順に自治体を選択してください。 最大で参加自治体数（第6志望）まで選択できます。
	松川町	若干名	
	根羽村	1人	
	下條村	1人	
	売木村	1人	
	天龍村	1人	

※ 行政保健師で採用された場合、採用後において、保健師としての業務のほか、異動等により一般行政業務（事務など）を行う場合があります。

## 2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する人

採用の区分	受験資格
行政保健師	平成3年4月2日以降の出生者で、保健師資格取得者（令和6年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます）

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・採用を志望する自治体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 外国籍の方も受験できますが、採用後、公権力の行使にあたる業務などは従事できません。

## 3 試験の概要

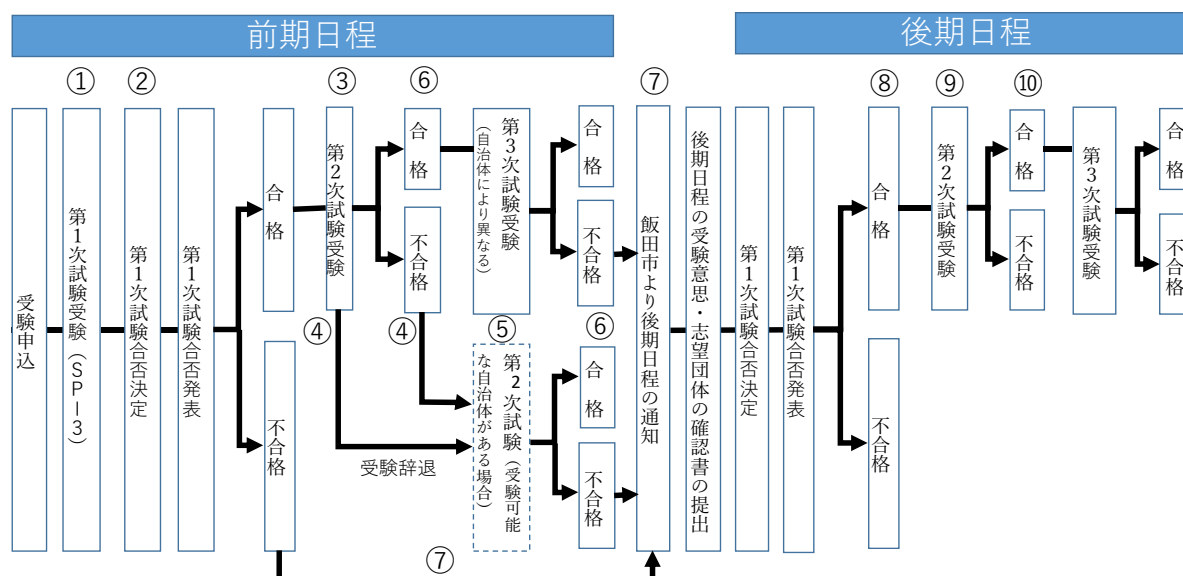
(1) 前期日程及び後期日程について

4(1)アで実施する第1次試験を受験すると、前期日程で不合格となっても、第1次試験の成績により、後期日程の受験の機会が得られます。ただし、先に実施した試験で不合格となった自治体を再度受験することはできません。

※ 後期日程は、前期日程において各自治体の採用予定人数を確保できなかった場合で、かつ必要と判断した場合に当該自治体で実施します。実施時期は9月以降を予定しています。

(2) 前期日程と後期日程の流れ

【試験の流れ】



- ① 受験者はP 4、4 (1) アに記載した期間内に、第1次試験を受験します。
- ② 各自治体は、第1次試験の成績と志望自治体での受験者順位により前期日程第1次試験合格者を決定し、合格となった自治体から合格者に対し通知します。  
※志望したいずれの自治体にも合格とならなかった場合は、業務主体である飯田市からその旨を通知します。
- ③ 前期日程第1次試験合格者は、合格となった自治体の前期日程第2次試験を受験します。
- ④ 第2次試験で不合格となった場合において、受験者が第2志望以下とした各自治体のうち、各自治体の試験日程により、第2次試験を受験可能な自治体がある場合は、①の試験の成績及び志望順位に基づき前期日程第1次試験の可否を決定し、通知します。  
※この場合の可否決定は、受験申込時の志望順位に基づき行うため、申込手続きは不要です。なお、第2志望以下を選択しなかった受験生は対象となりません。
- ⑤ ④により第1次試験の合格者となった受験者は、合格となった自治体の第2次試験を受験します。
- ⑥ 自治体は、③及び⑤の前期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。(自治体によっては、第3次試験を行う場合があります)

(以下、後期日程を実施する自治体がある場合)

- ⑦ 本試験の業務主体である飯田市は、前期日程において最終合格とならなかった受験者に対し、各自治体が後期日程を実施する場合、後期日程を実施する旨を通知し、受験の意思及び志望自治体の確認を行います。  
※後期日程を実施する自治体がない場合は、その旨を通知します。  
※前期日程で不合格となった自治体を後期日程で再度受験することはできません。
- ⑧ 後期日程を受験する意思を示した受験者を対象に、前期日程第1次試験の成績順に志望自治体を

優先し、各自治体は後期日程第1次試験合格者を決定します。

- ⑨ 後期日程第1次試験合格者は、合格となった各自治体の後期日程第2次試験を受験します。
- ⑩ 各自治体は、後期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。(自治体によっては、第3次試験を行う場合があります)

#### 4 試験の方法、内容、日時等

##### (1) 第1次試験

第1次試験は参加自治体共同で実施します。

##### ア 採用試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時
行政保健師	①動画審査(約5分間の録画面接)  ②総合能力試験(約2時間)	①提示された質問に対し受験者が応答する動画の審査  ②高校卒業程度のSPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力、適性検査)	①受験申込受付期間内にP7「7 受験手続」によりインターネットで受験申込を行い、ナビゲーションに従って動画を提出(※1)  ②令和5年6月3日(土)から令和5年6月9日(金)までの期間のうち受験者が指定する日時(※2)

※1 インターネットに接続されたパソコン又はスマートフォンが必要です。パソコンの場合は、カメラとマイクが接続されたものをご用意ください。スマートフォンの場合は、指示に従い所定のアプリをダウンロードしていただきます。

※2 インターネットに接続されたパソコンで指定期間内に受検していただく「Webテスト」形式により実施します。受検手続きの詳細については、受験申込受付期間終了後、受験申込時に記載していただいたメールアドレス宛に送付する電子メールによりご案内します。

##### イ 前期日程第1次試験の合否及び合格者の発表

前期日程第1次試験の合格者は、第1次試験の成績と志望自治体での順位により決定し、令和5年7月上旬頃までに、合格した自治体から合格者に直接通知します。

##### (2) 前期日程第2次試験

##### ア 第2次試験の実施

第2次試験は、第1次試験合格者を対象に、各自治体が個別に実施します。(自治体によっては、第3次試験を実施する場合があります)

##### イ 第2次試験の合否及び合格者の発表

第2次試験の合格者は、各自治体が第2次試験の成績に基づき決定します。合否については、各自治体から第2次試験実施後に、受験者に直接通知します。

【各自治体の前期日程第2次試験】

自治体名	試験の方法	内容	日時	場所	合格発表
飯田市	人物試験（45分程度）	個別面接	令和5年7月中旬	飯田市役所	令和5年7月下旬頃まで（第3次試験実施まで）
松川町	面接試験	個別面接	8月中旬	松川町役場	8月下旬
根羽村			8月中下旬	根羽村役場	8月下旬
下條村			8月中下旬	下條村役場	8月下旬
売木村			7月中旬	売木村役場	7月下旬
天龍村			7月中下旬	天龍村役場	8月中旬

ウ 第2次試験で不合格となった場合の他自治体の受験について

第2次試験で不合格となった場合において、受験者が第2志望以下とした自治体のうち、各自治体の試験日程により、第2次試験を受験可能な自治体がある場合は、志望順位が上位の自治体から順に、第1次試験の合否判定を行います。

これにより合格となった場合は、ア及びイにより第2次試験を実施し、合否を決定します。

(3) 前期日程第3次試験

第2次試験合格者を対象に行います。

自治体名	試験の方法	内容	日時	場所	合格発表
飯田市	人物試験（30分程度）	個別面接	令和5年8月上旬	飯田市役所	令和5年8月下旬頃まで

(4) 後期日程

後期日程は、前期日程において各自治体の採用予定人数を確保できなかった場合で、かつ必要と判断した場合に当該自治体で実施します。

ア 後期日程に関する通知

本試験の業務主体である飯田市は、前期日程で最終合格とならなかった受験者（以下、前期日程不合格者という。）に対して、後期日程の実施について通知し、受験意思の有無について回答を求めます。後期日程を実施しない場合は、実施しない旨を通知します。

なお、後期日程に関する通知は、受験申込時に記載した志望自治体に関わらず、すべての前期日程不合格者に対して行います。

イ 後期日程受験の意思確認

前期日程不合格者は、通知を確認し、後期日程を受験する意思の有無について飯田市に回答します。受験の意思がないと回答した場合は後期日程の受験の対象外となります。

※前期日程で不合格となった自治体を後期日程で再度受験することはできません。

## ウ 後期日程の実施

後期日程を実施する自治体は、第1次試験の成績に基づき、イで受験の意思を示した受験者の合否を決定し、合格者に通知します。第2次試験以降については、実施する自治体から受験者に対し通知します。

### (5) 健康診断及び受験資格調査

採用内定者を対象に、通常の職務遂行に必要な健康度についての健康診断及び受験資格の調査を行います。

## 5 採用決定から採用まで

- (1) 各自治体において健康診断及び受験資格調査の結果に基づいて採用を決定し、採用内定者に直接通知します。
- (2) 採用予定日は、令和6年4月1日です。なお、この採用は地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない（免職）場合があります。
- (3) 採用決定を受けた方が、地方公務員法第33条の規定に該当する行為その他公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (4) 受験申込書等の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- (5) 「受験資格等」欄に掲げる資格を取得する見込みである方については、採用決定を受けた場合であっても、当該資格を取得できなかったときは、採用されません。

## 6 勤務予定機関、給与等

自治体名	勤務予定機関	給与	
		初任給 (大学新卒者)	手当
飯田市	飯田市役所、各出先機関等	218,600円	通勤、期末・勤勉、扶養、住居、 特殊勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
松川町	松川町役場	185,200円	
根羽村	根羽村役場	185,200円	
下條村	下條村役場（福祉課）	185,200円	
売木村	売木村役場（住民課配属）	185,200円	
天龍村	天龍村役場	186,900円	

※ 給与は令和5年4月1日現在の内容であり、採用までの間に変更となる場合があります。また、職歴のある方は原則としてこれより高い初任給が支給されます。

## 7 受験手続

### (1) インターネットによる受験申込

ア 志望する自治体にかかわらず本試験の業務主体である飯田市のホームページ (<http://www.city.iida.lg.jp>) の「令和6年4月採用の職員採用試験を実施します (行政保健師 南信州圏域共同採用)」のページにアクセスしてください。



☞ こちらのQRコードからもアクセスできます→→→→→→→→→→→→→→→→

イ 上記アのページ内にある「受験申込手続きはこちら」のリンクをクリックし、ナビゲーションに従い、必要事項の入力、動画の提出等を行ってください。入力内容に不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。

### ウ 受験申込受付期間

**令和5年4月28日(金) から令和5年5月24日(水) 午後5時15分まで**

エ 志望自治体及び志望順位は、申込を受理した後は変更できませんので、内容を確認のうえ申し込みください。

### (2) 試験案内通知

ア 受験申し込みが完了しましたら、電子メールによりお知らせします。

イ S P I 3の受検手続きにつきましても、別途、電子メールによりご案内します。案内メールが令和5年5月31日(水)になっても届かないときは、次の連絡先までお問合せください。

☞ 【業務主体】飯田市総務部人事課人事係 (電話：0265-22-4511 内線 2141)

お問合せ時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 各自治体の問合せ先

<b>飯田市 担当：人事課 人事係</b> 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地 電話：0265-22-4511 内線 2141 <a href="http://www.city.iida.lg.jp">http://www.city.iida.lg.jp</a>	<b>松川町 担当：総務課 行政庶務係</b> 〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 電話：0265-36-7021 <a href="https://www.town.matsukawa.lg.jp/">https://www.town.matsukawa.lg.jp/</a>
<b>根羽村 担当：総務課</b> 〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村 2131-1 電話：0265-49-2111 <a href="https://www.nebamura.jp">https://www.nebamura.jp</a>	<b>下條村 担当：総務課</b> 〒399-2101 長野県下伊那郡下條村睦沢 8801-1 電話：0260-27-2311 <a href="https://www.vill-shimojo.jp">https://www.vill-shimojo.jp</a>

<b>売木村 担当：総務課</b> 〒399-1689 長野県下伊那郡売木村 968 番地 1 電話：0260-28-2311 <a href="https://www.urugi.jp">https://www.urugi.jp</a>	<b>天龍村 担当：総務課</b> 〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地 電話：0260-32-2001 <a href="http://www.vill-tenryu.jp">http://www.vill-tenryu.jp</a>
---	---

## 9 その他

- (1) この試験を受験する方の個人情報、この試験の業務主体である飯田市及び受験者が志望する各自治体間で共有させていただきますが、職員採用の目的以外には使用しません。
- (2) この試験について不明な事項は、飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線 2141）にお問合せください。

【お問合せ時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで】